

2010年（平成22年）10月6日

居宅介護支援事業者
介護予防支援事業者
（介護予防）訪問介護事業者 様

藤沢市長 海老根靖典
（公印省略）

訪問介護における「通院・外出介助」の取扱いについて（通知）

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、訪問介護における「通院・外出介助」については、居宅を始点・終点として複数の目的地を設定する場合、それぞれの目的地間の移動に係る介助は、介護報酬の算定対象としては認められておりませんでした。

しかし、この解釈について神奈川県が改めて厚生労働省に確認したところ、例えば「居宅→病院→病院→居宅」のように、「目的地が複数ある場合でも、その必要性、合理的理由があり、目的地間も含めて居宅を介した一連のサービス行為として保険者が判断しうる場合については、通院・外出介助として取り扱うことについて差し支えない。」との解釈が示されました。

そこで、本市においても裏面のとおりに取扱いを変更しましたのでお知らせいたします。この取扱いについては、今後、適切なケアマネジメントに基づき必要性、合理的理由があると判断され、提供されたサービスについて適用することとします。

なお、通院等のための乗車又は降車介助が中心である場合（100単位）については、従来の取扱いに変更はなく、居宅でのサービス提供を含む往路、復路それぞれが独立したサービス提供として介護報酬の算定が行われるため、目的地間（「病院→病院」等）については介護報酬の算定外となります。

以上

事務担当：介護保険課（新館2階）

総務・給付担当

TEL 25-1111（内線）3141

FAX 23-5174

【以前の取扱い】

居宅を始点・終点として、複数の目的地に対する外出介助を一回のサービス提供で行う場合・・・

「居宅⇒目的地」及び「目的地⇒居宅」の移動に係る介助については、介護保険の算定対象として認められますが、居宅に直接結びつかない「目的地⇒目的地」間の移動に係る介助は算定不可。



【今後の取扱い】

居宅を始点・終点として、複数の目的地に対する外出介助を一回のサービス提供で行う場合・・・

適切なケアマネジメントに基づき、複数の目的地がいずれも通院・外出介助の目的地として適切であるという通常の必要性の判断に加えて、「目的地ごとに居宅を始点・終点とするのではなく、1回の外出の目的地を複数とすることにより効率的かつ合理的にその目的が達成される」とサービス担当者会議で判断した場合には、「居宅⇒目的地」、「目的地⇒目的地」及び「目的地⇒居宅」の移動に係る介助について、介護保険の算定対象として認められます。

なお、目的地間の部分の移動介助のみを単独で請求することはできません。

